

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	327	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し				
提案団体	大分県、長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超)を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、需給バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者要件の追加等改正を行ってきた経緯があるが、野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を招き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。

特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に実施し、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が必要である。

一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。

市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とした産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。

(現行要件)共同出荷2/3以上 → (改定案)廃止

根拠法令等

野菜生産出荷安定法施行規則第2条

野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るため、一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上の要件を設定しています。

仮に、共同出荷割合要件を廃止した場合、計画出荷による需給安定が図られなくなり、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を廃止することは困難です。

なお、指定産地になった後、(独)農畜産業振興機構への登録を行った大規模生産者が市場へ出荷する野菜の数量を共同出荷数量にカウントすることは可能であるため、こうした農家の制度加入促進についても御検討ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

大分県では、多くの産地で高齢化が進んでおり、産地規模の縮小と生産の不安定さが増している状況にあるため、大規模農家の生産規模(出荷ロット)と生産技術が安定供給に果たす役割は今後、ますます大きくなると考えている。

一方、流通の多様化からJA系統出荷だけでなく多様なチャンネルを持つ生産者が増加する傾向である。共同出荷要件を撤廃しても需給安定が図られなくなるのでは無く、指定産地外の大規模経営者が参加することで消費者への安定供給が可能となるものと考えている。

しかし、指摘のあった(独)農畜産業振興機構への登録は、指定産地の区域内で生産されることが必要であり、新たな産地の指定時にはカウントできない。

新規就農者や規模拡大する農家にとって価格安定制度がセーフティーネットとしてインセンティブとなることから新たなスキームとして検討願いたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものとする。対象産地を広く捉えても共同出荷率を定めておかなければ、価格安定対策としての差額補てんが出来なくなる懸念もある。

一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。

地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。

指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷するためです。

このため、共同出荷割合要件を廃止すれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果は十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を廃止することは困難であることをご理解下さい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るため、一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上の要件を設定しています。

仮に、共同出荷割合要件を廃止した場合、計画出荷による需給安定が図られなくなり、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることは困難です。

なお、作付面積の小さい中山間地域向けには、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を措置しており、指定野菜の対象産地(特定指定産地)として、共同出荷割合要件を原則1/2としていますので、当該事業の活用も御検討ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県における、指定産地数は、平成15年度26産地あったが、26年度には17産地と大幅に減少し、出荷量も9年間で23%減少している。出荷量を確保し、需給の安定を図るためには、共同出荷割合の要件を緩和し、指定産地数を拡大することが必要である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものとする。

一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。

地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷することを目的としています。

このため、共同出荷割合要件を大幅に引き下げれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果が十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることは困難であることをご理解下さい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。

(具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日

春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。

根拠法令等

野菜価格安定対策事業の対象出荷期間は、その期間の生産量の水準、需給のバランス、価格形成の実態等を全国的かつ総合的に判断し、より適正な価格差補てんが行われるように定められています。

仮に、特定地域の実情のみに合わせて見直しを行った場合、保証基準額(補てん基準)の算定の基礎となる卸売市場の平均価格に影響し、他の春だいこん産地の出荷期間や保証基準額にも影響を及ぼすこととなるため、対応は困難と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

価格安定制度の目的は、生産者の経営安定と消費者への安定供給である。

全国の野菜の生産量が減少している中、産地としてこれまでに価格安定制度の対象となっていなかった時期が対象となることで産地としてのロットの増加につながり、産地の維持が図られるものとする。

生産者の経営安定と消費者への安定供給のためにも全国一律ではなく産地の実情に応じたきめ細やかな対応をお願いします。

各府省からの第2次回答

野菜生産出荷安定法施行令において、野菜を「主な出荷時期」で区分しているのは、出荷時期等により作型等が異なり、それに応じて価格形成が異なるためです。一方、指定野菜は、消費量が多く全国的な流通が行われていることから、同施行令における主な出荷時期は、特定の一部の産地ではなく、全国での生産・出荷動向により定められるべきものです。

このため、特定の産地の状況のみに応じて、同施行令で定める主な出荷時期を変更すること、例えば、春だいこんの出荷時期を前倒して設定(3月～6月→2月～6月)することは、同じ春だいこん産地の価格形成に影響を及ぼすのみならず、秋冬だいこん産地の出荷時期も変更(10月～翌3月→～翌2月)する必要性が生ずることとなるため、秋冬だいこん産地にも影響を及ぼすこととなります。したがって、同施行令を変更して、主な出荷時期を見直すことは困難であることをご理解下さい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	393	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業青年給付金の年齢要件の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者71名、雇用就農者34名)と、自営就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳であることから、55歳で就農しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を担うことができる。

このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要望する。
なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して融資される制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。

【現行要件:原則45歳未満→改定案:55歳未満】

根拠法令等

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

現在、基幹的に農業に従事する者は174万人いますが、このうち65歳以上が約6割を占め、40代以下は約1割となっています。こうした中、持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し、世代間バランスのとれた農業構造にしていくことが重要です。

このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」することを目標に位置づけています。この目標を達成するために、青年就農給付金等の事業を実施していますが、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

これまで国は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年2月15日法律第2号)」により、中高年(40歳以上)の就農開始前の研修期を融資制度により支援していたが、制度廃止後は国の支援制度がない状況である。
地域農業の振興を担う新規就農者の確保には、45歳以上の就農希望者への支援も必要であることを踏まえて検討願いたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

青年就農給付金は「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改定)」において位置づけられた「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という政策目標を達成するために実施していることから、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。

御指摘の中高年への支援については、これまで就農支援資金の「就農研修資金」を含めて支援措置を講じてきたところですが、この就農研修資金については、近年ニーズが減少し、貸付実績が少なくなってきたことから、今般の制度改正では機械の整備等を支援する「施設等資金」に重点化し、中高年への貸付上限額を2700万円から3700万円まで引き上げるなど内容の拡充を図ったところです。
このように中高年の研修支援のニーズは限定されていると考えられ、政策目標を踏まえたよりニーズの高い支援措置に重点化して支援してまいります。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	641	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	青年就農給付金の要件緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要である。また、資材の購入や生産物の出荷等に係るコストが本土地区と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けるなど、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。

一方、青年就農給付金(経営開始型)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては更なるリスクを求める要件となっており、離島に戻って農業を継承しようとする農家子弟の、就農のネックとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。

根拠法令等

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

青年就農給付金(経営開始型)は、就農直後の経営が不安定であることから、定着するよう支援しているものであり、新規参入者のほか、農家子弟が親の経営を継承する場合であっても、給付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められた場合に、支援しているところです。

離島地域であっても、このような経営リスクがあるものについては支援をしているところですが、地理的条件が不利であるかどうかについては、本事業の趣旨とは異なるため、考慮していません。条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要となっています。

国が取り組みを推進する地方創生・人口減少克服についても、離島地域は最もその対策が必要となっている地域です。

また、国境離島の保全、管理及び振興上においても、青年就農給付金制度の活用により離島の定住者が増加することは国益から見ても有益であると考えます。

上記の視点を踏まえ、営農上、離島地域という地理的条件の不利は当然考慮されるべきものと考えます。

なお、条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているとの考えのようですが、離島全域での取組には至っておらず、かつ就農、定着の動機付けとしては離島地域の条件不利については是正されている状況ではないと考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

離島の農業振興や農業の継承のため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

青年就農者の確保は、確かに離島地域で大きな課題となっていますが、本土地域においても、中山間地域を中心に離島地域と同程度に課題となっているところは多数あります。

このようなことから、青年就農給付金については全国一律の要件としているところであり、特定の要件について、離島のみを適用除外とすることは適切でないと考えます。

なお、新規参入者と同等の経営リスクを負っているかについては、市町村長が判断することとしており、市町村において、所得向上に向けた前向きな取組を促しながら、地域の実情に応じて柔軟に判断していただければと考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	420	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【権限移譲の必要性】

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。

当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2

本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当との考え方から、都道府県知事が行うのが適当である。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農振法第15条の2に規定される農用地域内における開発行為について、法令に基づく客観的な運用は、ガイドライン等により、開発行為の許可基準を具体的かつ明確に示すことにより担保され、適正に運用できるものとする。

また、多くの市町村がすでに都道府県の事務処理特例条例により権限移譲を受けている実態も踏まえると、指定都市市長へ当該事務権限を移譲し、事務の主体となることは適当である。

さらに、本年6月に地方分権改革有識者会議が取りまとめた「地方分権改革の総括と展望」では、土地利用について、「農地転用にかかる事務・権限について、単に農地確保の観点のみならず、総合的なまちづくりの観点からも捉えるべきである。」としている。地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用に係る許可権限の移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できないのではないかと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。

(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて

・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。

・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。

・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。

・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。

・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。

(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。

・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。

・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。

・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。

・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	716	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。
- ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと
 - ②現状が遊休農地又は荒廃農地
 - ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置
 - ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る)
- また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現況が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。

【制度改正の必要性】
エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集団化又は効率化に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。

【懸念の解消策】
都道府県知事との協議・同意をなくすことで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農用地区域からの除外については、国民への食料安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、除外要件に即し厳正に判断する必要がある、現場の開発行為と一定の距離を置いた都道府県との協議・同意が必要である。

なお、再生可能エネルギー施設の設置に伴う農用地区域からの除外については、設置する必要性、他の土地をもって代えることが困難であることが明確であるなど、除外の要件を全て満たすと判断されれば、他の目的による農地転用と同様に可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	750	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情を踏まえた必要性】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。

また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。

国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。

このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。

【制度改正の内容】

津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条
農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施するため、農地転用許可を受けようとする場合には、市町村の農業振興地域整備計画との整合性の確保を図る観点等も踏まえ、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないか等を判断することとしているが、津波避難対策緊急事業計画等の検討段階から市町村の農業関係部局や都道府県と調整を行うことで、円滑かつ迅速な実施を行うことが可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	877	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。

これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3
- ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)

農業公共投資が行われた土地は、国民の税金が投入されていることから、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不相当と考える。

土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市には、琵琶湖からの揚水により他市町にまで伸びるパイプラインが通っており、市域の農地のほとんどが受益地となっている。更に、そのどこか一部の管を入れ替えただけでも、市内の全ての受益地が8年未経過の縛りを受けるという状況にある。

ご回答にある、公共投資による費用対効果という点は十分理解しており、面的整備を実施するのであれば今後8年間の農地としての利用を確約することも妥当であると思われる。しかし、その8年を経過した後に灌がい排水施設の一部の更新を行う場合にも同様に8年未経過の制約を掛けることは、社会・経済情勢も変化している中において適切ではないと考える。よって、灌がい排水施設の更新の場合は、補助金の返還及び財産処分に係る費用負担を負うことで除外されることを許可されたい。

また、市街化編入について、国は、低炭素社会の実現に向けてコンパクトシティ化という考えを示されているが、そのような中において市街化区域の拡大という手法は本当に認めていただけるのか。

更に、26号の2計画についても、市街化区域に隣接する地域では策定することが出来ないとの指導を受けており、仮に、計画策定が可能な地域であったとしても、一般住宅地の整備や企業の進出及び規模拡大を行うことは26号の2計画の制度に馴染まないとの指導もあった。

こうしたことから、8年未経過の要件を緩和されない限り、現制度下において農用地を農業に資するもの以外へ転用することは実質的には不可能ではないかと思われる。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

一般的に、農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不相当と考えている。

農業用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業についても、既存の老朽化した施設が更新され、耐用年数が長期のものとなり、受益地全体の農業の生産性の向上に資するものとの考え方から、事業完了後8年を経過しない場合には、農用地区域から除外できないとしてきたところである。

住宅地の整備や企業の進出等のまちづくりを行うのであれば、市街化区域編入により対応することが適当であると考えている。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第26号の2に基づく計画については、市街化区域に隣接する地域では策定できないとの要件はない。市街化区域への編入、同第26号の2に基づく計画策定の検討に当たっては、関係省庁と連携しつつ、市からの相談に対応してまい

りたい。

なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。

【制度改正必要性】

1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農林水産省においては効果的な被害防止対策を推進する観点から、地域全体で取り組む侵入防止柵の設置等に対する支援を行っています。

当該交付金の3戸要件とは、耕作の担い手が3戸ということではなく、自給的農家や畜産農家も含め、侵入防止柵の設置等により受益する農家が3戸以上あれば良いとしています。

なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担した経費の8割が特別交付税で措置されるので、これの活用も検討していただきたいです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3戸要件の受益する農家の定義についてご教授願います。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

鳥獣被害防止施設を必要とする地域は山間部の小さな農地が点在する場所であることが多く、「3戸以上」という条件に合致しない場合が多い。このため、耕作者数が少ない農地にも対応するための面積要件や被害状況要件などについて検討を求める。

【全国町村会】

3戸要件の受益する農家の定義について明示いただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

受益する農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のことです。地域の担い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地プランの協定等に基づいて水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家になり得ると考えます。

なお、地形等の理由から連続した柵の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを前提に、3戸以上の受益農家が離れているため連続しない柵となった場合であっても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を充たしているものとみなします。

上記のような受益農家の3戸要件の考え方について、地方農政局等を通じて周知することとします。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(19)鳥獣被害防止総合対策交付金

戸数要件については、侵入防止柵設置等の鳥獣被害防止対策の実施により受益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	609	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要領には「既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス(基礎を有するものに限る。)について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐候性ハウス並みであること、との指導を受けている。

しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐候性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストでハウスを取得でき、経営安定支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。

【支障事例】

長崎県内では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎部強化の補強を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐候性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め戻す等の必要があり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを避けて作付けする等の理由により、低コスト耐候性ハウスの強度を必要としない品目(いちご等)の場合には、過分の補改修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄の4

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農林水産省において、行財政の合理化、効率化の見地から、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点から「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)により、強い農業づくり交付金を含め、補助対象とする範囲の基準を定めています。

上記通知において、農業用施設がモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるものに限り、補助対象としており、低コスト、耐風性等の観点から、低コスト耐候性ハウスは、補助対象としていますが、当該施設のうち温室等の個人経営になじむ施設については、補助対象としないこととしており、対応は困難です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、長崎県内で増加傾向にある離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、なんとか既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用したい、新規就農者の営農開始にあたってのリスクを少なくし、スムーズに開始させたいという強い意向から要望したもので、今後ますますそのニーズは長崎県のみならず全国で高まってくるものと思われます。

本支援メニューが現状のままの取扱いであれば長崎県で取り組まれることは難しく、有効な支援策が活用されないままとなります。

真に本メニューの趣旨を実現させるため、補助対象とする範囲の基準により対応が困難であるのであれば、その「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準の適用外とするよう希望します。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューについて、平成27年度概算要求に盛り込んでおらず、対応は困難です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	618	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金の要件緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。

【制度改正の必要性】

離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽量高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、効果的な事業実施が可能となるよう、作物毎に事業実施の下限面積を設けています。

労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくすることは不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

稲の中山間地での下限面積10haを考えると、知事が特に必要と認める場合に限りサヤインゲンやサヤエンドウ等の下限面積を引き下げることは、当該品目の産地としての位置づけを考えると適切ではないと考えます。

農林水産統計における作付面積

稲: 1,599,000ha (下限10haの場合、全体の0.0006%)

サヤインゲン: 6,240ha (下限5haの場合、全体の0.08%)

サヤエンドウ: 4,000ha (下限5haの場合、全体の0.125%)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしたように、労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくした場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる産地として位置付けることが難しくなると考えております。

なお、複数の品目を取り扱う集出荷施設等を整備する場合については、取り扱う品目の作付面積の総計が下限面積を超えれば事業の対象としているところです。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金における
受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島に限り2戸まで緩和できることとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある

【制度改正の必要性】
離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、離島における農業振興を図ることができる。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。
地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることが可能としていますが、更に2戸まで引き下げるとは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

離島に限る措置であり、離島振興の観点を踏まえた上で、受益戸数要件を2戸へ緩和願いたい。
また、現在も要件を満たせば3戸未満であっても事業主体として認められていることから、一定の条件を付すことで対応することは可能と考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしたように、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることが可能としていますが、さらに2戸まで引き下げた場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる実施者として位置付けることが難しくなると考えております。
なお、優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で輸出に取り組む場合などについては予め設定した優先枠の範囲内に限り、事業参加者が3戸未満でも事業実施主体として認めているところですが、受益農家数については原則5戸以上の要件を設けているところです。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	859	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない。1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。

当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。

このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。

また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。

地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることが可能としていますが、1戸の農家のみが活用する施設を助成対象とすることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、「農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備を行う場合に限って認められている一部要件の緩和について、強い農業づくり交付金の産地競争力の強化にも適用拡大をお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

地域農業への波及効果、担い手の経営基盤強化等を条件とすれば、政策目的との整合性は確保されるものと思料する。

企業の農業参入の方法については、特定作業受託、労働者派遣など多様化する中で、受益戸数の設定がなじまないものが多く存在していることから、規模要件など別の採択要件を含めて検討することを求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備については、政策的な必要性が高く、取組のリスクも高いことから、優先枠を設けて積極的に支援しているところであり、この一環として、公益性の確保を前提とした上で、事業参加者数の特例を設けているところです。

本事業は施設整備を支援するものであり、資産形成に助成を行うものであることから、事業の要件緩和については慎重に行う必要があることをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、大規模法人のうち、一定の要件を満たす農業生産法人は事業の対象としているところです。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金での機械の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない。

【制度改正の必要性】

長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促進され则认为。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

強い農業づくり交付金は、従来は一定の要件を満たす農業用機械を補助対象としていましたが、平成21年度の予算要求から公債発行対象経費であることを踏まえて、耐用年数が7年程度と短い農業用機械を支援対象から除外したところであり、再度、農業用機械を補助対象とすることは不適切と考えます。

なお、農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械等の開発・実用化は引き続き重要と考えており、農業機械等緊急開発事業(緊プロ事業)において、耐久性やメンテナンス性を向上させたコンバインや、省力化の要望が強い畦畔等の除草機の開発を行っているところです。今後とも、現場の声を丁寧に伺いながら、農業機械メーカーと連携して、担い手のニーズに対応した機械の開発・供給を推進していきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

強い農業づくり交付金においては、概ね5年以上のものが補助対象となされており、7年の耐用年数が短いとは判断できないと考えます。

また、緊プロ事業等で開発された有用な機械の導入を促進し、強い農業を実践していくためにも、強い農業づくり交付金の対象となることが望ましいと考えます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

耐用年数が7年である農業用機械を補助対象から除外したのは、公債の償還期間等を踏まえて判断したものです。

農業用機械に関しては、産地活性化総合対策事業等によりリース導入を支援しており、これらの活用を検討します。

なお、耐用年数が長期間となっている施設と一体的に整備を行う内部機械については、概ね5年以上の耐用年数のものを補助対象としているところです。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】
強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。
低コスト耐候性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう、実施要領の補助対象基準の見直しをお願いしたい。

根拠法令等

強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質化・高付加価値化、低コスト化等を推進するため、家畜の飼養管理を共同で行うために必要な施設整備について支援を行うこととしています。今回の提案について具体的な事案について承知していないものの、家畜の飼養管理を共同で行う場合には、現行の強い農業づくり交付金実施要領において、以下のとおり定められているところであり、現行規定により対応可能ではないかと考えられます。

・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

(a)同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、収容頭数等)は、原則として同一であること。

(b)当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c)事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a)場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行の規定では、付帯施設や事務所についてのみ、地形等自然条件を鑑みた上で分散設置が可能となっており、畜舎そのものの分散設置は認められていない状況であるため、引き続き地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう検討願いたい。

強い農業づくり交付金での対応が困難な場合は、平成27年度概算要求で計上されている畜産収益力強化対策の畜産競争力強化整備事業において同様の対応が可能となるよう、事業内容の組み立てをお願いしたい。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

全国知事会からのご意見も踏まえ、提案団体との間で事実関係の確認を行います。また、ご提案いただいている畜舎の分散設置については、27年度概算要求において対応を検討しているところです。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業

畜舎の分散設置については、施設の立地条件よりも地域の中心的な畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業の創設により、新たに助成対象とする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	620	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】
「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。
このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。

根拠法令等

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)は、行財政の合理化、効率化の見地から、「行財政改革に関する当面の基本方針」(昭和56年8月25日閣議決定)を踏まえ制定されたものである。

整理合理化通知においては、農業機械の補助対象について、汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については補助対象外とするとともに、その他の機械については、普及度等を考慮して関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限定するなど、補助対象を重点化している。

一方、都道府県が定める特定高性能農業機械導入計画には、個別経営・共同利用の別を問わず、農業経営の改善のために農業機械の導入を計画的に行うための条件等が定められており、その中には、補助事業の対象ではなく、農業者が自ら整備すべき農業機械も含まれている。

このようなことから、特定高性能農業機械導入計画に定められたとしても、それをもって、汎用作業機械等の個別経営になじむ農業機械を、整理合理化通知の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特定高性能農業機械導入計画による補助対象化が困難であれば、必要に応じて整理合理化通知の内容が改正できるよう、都道府県への意見聴取等をお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、都道府県から寄せられた意見や地域の圃場条件、品目毎の栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らして必要な措置について検討することとしてまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】
(26)農業機械の導入に係る支援施策に関する事務
農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、地方の意見や地域のほ場条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らし必要な措置について検討を進める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	642	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	経営転換協力金の交付要件の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付対象としていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸し出しを推進するため、経営転換協力金を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力金の交付対象外となっている。

農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中間管理事業を介した再生利用の推進ができない。本県の場合、総農家数38千戸のうち47%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。

担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみ遊休農地を所有している場合には、経営転換協力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。

根拠法令等

農地集積・集約化対策事業実施要綱

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25年経営第3139号農林水産事務次官依命通知)の機構集積協力金交付事業における「経営転換協力金交付事業」は、農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けることにより、経営転換やリタイア等する農業者に対して、その農地が機構から受け手に転貸された場合に、機構への貸付面積に応じて協力金を支払うものです。

経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものです。

なお、農地中間管理事業の適用地域は農業振興地域とされていることから、農業振興地域外の遊休農地については、農地利用集積円滑化事業を活用して解消に努めていただきたいと考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

遊休農地(耕作放棄地)の解消に当たっては、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を推進しているが、本事業の対象は農振農用地、また、農用地区域外で戦略作物等を作付けする場合とされており、活用できない農地も存在する。また、中山間地が多い長崎県において、貸借が条件的に不可能な農地も存在するため、高齢化した農地の所有者に遊休農地を解消する手段が存在しない場合がある。一部の遊休農地を持ちリタイアする所有者に、その他の優良農地を機構に預けてもらうには、要件の緩和が必要と考える。

経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものであり、モラルハザードのおそれもあることから、例外を認めることは適当でないと考えています。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	696	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること				
提案団体	大阪府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とされたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。

収穫量が全国でも上位を占めるシュンギク(2位)、コマツナ(8位)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。

また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。

【制度改正の必要性】

一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくかが課題。

大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。

なかでも、農地保全の有効な方策として農地貸借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による貸借が法令上認められていない。

これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。

根拠法令等

農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項
農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項

生産緑地制度とは、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。

生産緑地は、固定資産税が一般農地並の課税となり、また、相続税の納税猶予の特例などが設けられている一方で、農地以外としての転用・転売はできません(農地としての売買等は、農地法による手続きにより可能)。また、宅地造成、建築物等の新築・増改築などもできません(農業用ビニールハウスなどは、自治体首長の許可により建設可能。)

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7第2項)とされており、当該地域は農地流動化を促進すべき地域でないことから、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、原則として市街化区域では行わない(同法第17第2項)こととされています。また、農地中間管理事業の推進に関する法律においても、市街化区域内においては事業を行わない(同法第2条第3項)こととされています。

このため、生産緑地について、農地の貸借をする場合には、農地法第3条の手続きを行っていただきたいと考えております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

生産緑地は大阪府の農地面積の約16%を占めており、消費地への新鮮な農産物の供給という役割に加え、防災機能、みどりや癒しの場の提供など多くの機能を有している。そのため府においては、生産緑地を含む優良農地を条例による「農空間保全地域」として指定し、農地保全を図ってきたところ。

大阪府などの都市域では、農地所有者の財産所有意識が高いことから、農地貸借には利用権設定(配分計画による設定を含む)が活用されてきており、国の回答にある生産緑地における農地法第3条の手続きは現実的ではない。

また、平成21年の農業経営基盤強化促進法等の改正において、「市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討」とされ、結論が出ていない状況である。

現在、政府与党内で議論されている「都市農業振興基本法案(仮称)」では、人口減少社会を踏まえ、市街化区域は市街化を図るべく農地流動化を促進すべき地域でないという価値観の転換を求めており、都市農業が継続される農地の保全・活用を骨格に据えている。

以上のことから、都市住民など多様な担い手の参入を促し、生産緑地の保全・活用が図られるよう、農業基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とする措置を講じていただくよう改めてお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

本提案に賛同する。

農地法第3条による貸借は、相続税納税猶予の適用が受けられないことや、離作補償の問題等、課題も多く、また、所有権移転に至っては、地価等を勘案すると実現性に欠けると言わざるを得ない。

このため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の対象としつつ、これらの運用が生産緑地制度における買取申出の悪用に繋がらないような仕組みづくりの検討を求める。

農用地利用集積計画や農地中間管理事業は、担い手への農地利用の集積を図るための手段であるが、市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、生産緑地を含め、農地法上の転用許可は不要とされているなど、農地利用の集積を図るべき地域ではないことから、このような区域の土地について、農業の生産性を高めるために実施する農用地利用集積計画や農地中間管理事業の対象とすることはできません。

なお、生産緑地内の農地は、貸付け(病気、障害等により営農が困難となった場合を除く。)を行うと相続税の納税猶予が打ち切られ、利子税も課されることから、所有者側のメリットもないものと考えています。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】
(28)都市農業の振興に関する事務
都市農業の振興の在り方等については、農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	719	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定				
提案団体	徳島県、兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について国（農政局）において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。

根拠法令等

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条
農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針

1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者が農林漁業経営の改善を図るために行う総合化事業を促進することにより、農林漁業者等の所得を確保し、ひいては地域の活性化を図ることを目的としており(第1条)、将来的には、全国各地の農山漁村において生産される農林水産物等を原材料とする新商品や新たな販売方式等を導入した農林水産物等が全国各地において需要先を得ているような社会の実現が期待される。

このように総合化事業が普及すると、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることにもなり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは足りないことから、国が行うことが適当である。

2 総合化事業の対象の拡大について

農林漁業者が総合化事業を行うためには、農林水産物の生産のみならず、消費者ニーズを的確に捕まえて新商品を開発することができるよう、流通及び消費に関するノウハウを備え、当該総合化事業を行うための資金を用意しなければならない。しかしながら、このような条件を当初から満足する者は少ないため、農林漁業者が総合化事業に円滑に着手することができるよう、国として、六次産業化・地産地消法による特例措置等を用意しているところであり、第3条第4項第1号が総合化事業における開発、生産又は需要の開拓の対象を「新商品」と定めているのは、その趣旨を体したものである。

また、総合化事業は、それによって創造される農林水産物等の価値の向上分を農林漁業経営に取り込むことを意図したものであるが(第3条第3項)、開発済商品はすでに開発が終了しているのであるから、一般的には、当該開発済商品の原材料となった農林水産物等の価値を更に向上させるものとは言いがたい。

このため、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を総合化事業の対象に加えることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

1. 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について

事務権限の移譲を前提として、国において、都道府県が事務処理を行う上で指針となる具体的な規定を定めた上で、都道府県へ移譲するといった手法を検討するとともに、特に、農林漁業者が所得の増加を目標に、自ら生産する農林水産物を原料に新商品の開発に取り組むといった、小規模な計画のようなものについては、積極的に、都道府県への移譲について、御検討願いたい。

2 総合化事業の対象拡大について

6次産業化は、取り組み当初から、大規模に行うことは、リスクが伴う上に、開発済商品の生産量拡大及び省力化の取り組みは、農林漁業者の経営の改善、ひいては地域の活性化を図る目的に合致しており、支援制度が活用できるよう検討願いたい。

全国知事会からの意見

・手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について

6次産業化については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、その市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にするとの数値目標が掲げられたところであり、その実現のために、国

は、予算補助や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の各種施策を総合的に講じているところである。

このような中であって、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、国として望ましいと考える六次産業化事業体の取組を具体的に示す機能を有している。このような取組を各種施策により育成した上で、全国で横展開を図り、10兆円目標の達成を目指すものであるが、総合化事業計画の認定はその礎石となるものであり、全国的見地に立つ国が引き続き実施すべきであるものと考えられる。

また、すでに回答したとおり、実務上も総合化事業は、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることが見込まれる事業であり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは十分とはいえないものと考えられ、この点からも引き続き国が認定を行うことが適当であるものと考えられる。

2 総合化事業の対象拡大について

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、関連産業と連携しつつ、自ら生産した農林水産物やその副産物を活用した新商品の開発、生産又は需要の開拓、新たな販売方式の導入等により付加価値を向上させる取組を支援する制度である。

このため、開発済商品の単なる生産拡大や作業の省力化だけでは、農林水産物等の付加価値を向上させる取組とは言いがたく、御要望にお応えすることは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものである

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同種の事業を行う場合は、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。

なお、今後の同種の基金事業における適正な基金の管理のあり方については、御提案の趣旨を最大限尊重した上で、各事業の内容や予算成立のタイミング(都道府県が基金の管理主体となるためには議会の手続が必要と承知しています)なども踏まえ、個別に最も適切な仕組みを採用していくべきものと考えています。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】
たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。
国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。

根拠法令等

「堆肥舎等建築コストガイドライン」は、必要最小限のコストで最大限の効果を得るものとして単価設定を行っているが、あくまでもガイドラインであることから、必要に応じて過大な施設整備とならないよう根拠等が示されれば、国の補助事業等でガイドラインで示す単価を超える施設整備の実施は可能となっています。

具体的には、

(1)強い農業づくり交付金では、都道府県知事の特認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。(強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知)第2の4の(3)のただし書き。)

(2)農畜産業振興機構が助成している畜産業振興事業のうち畜産高度化支援リース事業については、基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を所定の様式に記載するとともに、これを証する書面を添付し、承認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。(畜産振興事業の実施について(平成15年10月1日付け15農畜機第48号。))の4の(2)のイ。)

なお、ガイドラインの制定時から状況は変化してきているので、現状を調査した上で、ガイドラインの見直しを含め検討をしております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

実勢価格と乖離したガイドラインを基準としていることにより、計画策定に係る国との協議等において、特別な事情がないにもかかわらず、上限単価を超過することに対する詳細な説明や根拠の提示を求められることから、事務作業の負担が大変大きくなっている。

円滑な事業の推進のためにも、基準となるガイドラインを実勢価格に即した内容に見直した上で特認等を設けるべきであり、特別な事情がないにもかかわらず特認の手続きを要する様な状況は早急に解消されるべきである。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

堆肥舎等建築コストガイドラインは、平成19年2月に改定してから7年近く経過しています。その間に鉄骨等建築資材や原油価格の高騰など、堆肥舎等整備をめぐる情勢は大きく変化していることから、「家畜ふん尿処理施設に関する実態調査について」(平成26年9月11日付け26生産第708号生産局畜産企画課長通知)により、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドラインで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(18)たい肥舎等建築コストガイドライン

たい肥舎等建築コストガイドラインについては、たい肥舎等整備をめぐる情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	753	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。

【制度改正の必要性】

上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。

【改正による効果】

地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な観点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。

さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。

根拠法令等

攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業については、機械利用体系の効率化や施設の再編合理化等を推進するものであり、事業活用に際し、地域での十分な合意形成を図った上で取り組んでいただくこととしています。

都道府県農業再生協議会については、都道府県のほか、農業者団体、担い手組織等地域の農業関係者等が構成員となっており、地域での合意形成に向けた取組を戦略的に推進することが可能であることから、本事業の交付先としたところです。

なお、本事業については、補正予算による基金事業であり、基金の造成先を変更することは制度上困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・取組主体によってその形態は様々で、必ずしも広範囲な合意形成を必要としない事例が多い。
- ・また、合意が必要である場合は、地域の実情を熟知している都道府県が、他の施策との連携に配慮しながら、関係者との調整を行い、合意形成を図ることは可能である。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

- 【全国市長会】
各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしましたように、本事業については、補正予算による基金事業であり、既に予算を支出し基金を造成していることから、造成先を変更することは制度上できないことをご理解いただきますようお願いいたします。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

【改正による効果】

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされ、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・実現に向けて確実に対応されたい。

全国知事会からの意見

「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
農業委員会の役割・機能を十全に発揮させるためには、公選制と同様な地域農業者の「代表制」が確保される仕組みが必要である。
法案の作成に当っては、市町村農業委員会の機能・役割・業務等に十分配慮すること。

【全国町村会】
「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされています。なお、委員の選任に当たっては、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにすることとされています。

これらの内容については、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっており、そのための対応を進めてまいります。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】
(3)農業委員会等に関する法律(昭26法88)
農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会推薦・団体推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行うことができることとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	920	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。

根拠法令等

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領第3において、都道府県協議会における都道府県の参画について規定するとともに、第6において都道府県知事による指導監督について規定するなど、県が一定の関与を持つこととしている。

なお、本事業を実施されている各道府県におかれては、本事業の主旨について御理解の上、県協議会に基金を造成されているものと承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金については、都道府県協議会において県が一定の関与をもつこととされているものの、協議会が資金を造成して事業実施主体の支援を行うことにより、協議会の運営に係る事務が新たに発生する上、県の判断とは別に協議会としての意思決定が必要になる。

一方で、鳥獣被害防止総合対策交付金は県を経由して事業を実施しており、同主旨の2つの事業を別組織で実施することで事務が煩雑化している。

このような事務の増加、煩雑化を解消するため、協議会ではなく都道府県において基金を造成できるようにするなど、効率的かつ自由度の高い制度とすることを求める。

全国知事会からの意見

・鳥獣被害防止への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する鳥獣被害防止に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。

また、限られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考え。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。

上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。

また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	921	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。

根拠法令等

燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱

本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。また、限られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考えられる。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。

なお、上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県等によっては申請額の過大による交付金の未使用、過小による交付金の不足が生じることで、基金運用が不可能となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本基金の執行に当たっては、都道府県協議会(都道府県、都道府県JA中央会等)構成員となり、資金の造成・管理に当たることとなっている。

そこで、県が本基金の執行と併せ、野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。

今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。

また、限られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考えられる。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。

上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。

また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	924	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち国産花きイノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。
本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】
本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。
そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。

根拠法令等

産地活性化総合対策事業実施要綱

花きの振興にあたっては、生産、流通、販売、文化等花き関係者や行政等が連携することが効果的です（「花きの振興に関する法律」(第5条)）。

このため国産花きイノベーション推進事業においては、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしています。

また、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必須要件となっており、協議会の取組と各都道府県が行う花きの生産・消費拡大等に向けた事業を連携して実施できる仕組みとなっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業では、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしており、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必須要件となっている。

そこで、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしましたように、花きの需要拡大に向けて、花きの日持ち性の向上等、消費者ニーズに対応するためには、産地から流通・小売に至るまでの関係者が緊密に連携した体制を作ることが重要です。このため、本事業は、地域の生産、流通、販売の関係者により構成される協議会を実施主体とすることで、関係者が一丸となってより地域の実情に応じた取組を行うことができるものとしております。

また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	738	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	特定外来生物の防除活動の手続の見直し				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省	環境省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和
主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情等】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。

【支障事例】

特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。

防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。

【制度改正の必要性】

特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。

【解消策】

法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化

【効果】

地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。

根拠法令等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条
同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条